

令和6年度 いじめ防止基本方針

日置市立妙円寺小学校

(1) いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条において下記のとおり規定されており、本校では、いじめ防止対策推進法第2条にのっとり、いじめ問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的に取り組むものとする。

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第2条 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

ア いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を中心に、職員間で情報を共有しながら行うようにする。

イ いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・ 外見的にはけんかやふざけ合いのように見える場合等
 - ・ インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合等
- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等

ウ いじめ「解消」の定義

- 少なくとも次の二つの要件が満たされていること。
 - ・ いじめがとまっている状態が継続していること(3ヶ月が目安)
 - ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(2) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

ア 未然防止の観点

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 「児童が居場所を実感できる学校」を目指し、豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 「明るく楽しい学校」を目指し、児童が、日々の授業や学校行事等において、主体的に取り組む共同的な活動を

通して、互いの信頼関係等を築いていく。

- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

イ 具体的な取組

- いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- 傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。
- 道徳科の授業や特別活動等における、児童の主体的な活動を推進し、児童同士の好ましい人間関係を築く。
- 校内研修や職員会議で、様々な生徒指導上の事例等について共通理解を図る。
- 4月、9月、1月の「いじめ問題を考える週間」を中心に、いじめに関連する授業を展開したり、いじめについての講話を行ったりする。
- 学期始めの朝の活動(学級の時間等)に構成的グループエンカウンターを実施し、仲間作りを行う。
- 一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
- いじめについて考えさせる場を計画的に設ける。
- 行事等をとおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- いじめ解消に向けた児童の主体的な活動を支援する。
- 学校等として特に配慮が必要な以下の児童については、日常的に、該当児童生徒等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・ 震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、職員のみならず、保護者・地域等と連携し、児童のささいな変化に気付くことが大切である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知していく必要がある。

また、教職員がいじめ情報を抱え込み、学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることで、組織として学校いじめ防止基本方針を推進する役割を担うことを理解しておくことが大切である。

ア 具体的な取組

- 定期的なアンケート調査や児童の心身の状態や交友関係の状況等に関するアセスメント(学校楽しいーと等)を行い、早期発見に努める。
- 教育相談を実施するとともに、気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。また必要に応じて学校カウンセラーの活用を図る。
- 学期1回のひまわり相談旬間に全児童と面談を行い、児童の変化や困り感に気付くようにする。
- 生活ノートを活用し発見に努めるとともに、教師と児童の信頼関係の構築を図る。
- 電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 「学校だより」や「生徒指導だより」を通して啓発を図り、地域や家庭と連携して児童を見守る。
- PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を適宜設ける。
- 重大事態の対応にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえて対応していく。(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン→危機管理マニュアルにあり)